

# 障がいのある方などが受け取れる手当について

障がいのある方やその家族の負担軽減や生活の安定のために各種手当が支給されます。

※各種手当は申請しなければもらえません。また、毎年所得状況の調査があります。

## 在宅障害児福祉手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅 ③日本国籍

### 障がいの目安

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳A・A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・特別児童扶養手当受給者
- ・障害児福祉手当受給者

給付月額 3,000円

受給者 親権者又は養育者

所得制限 無

### 併給可能手当等

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当(市独自基準)

## 特別児童扶養手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅

### 障がいの目安

- 1級 ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A・A
- ・上記と同程度の精神障がい
- 2級 ・身体障害者手帳3級及び4級の一部(下肢障害)
- ・療育手帳B
- ・上記と同程度の精神障がい

給付月額 1級 53,700円 2級 35,760円

受給者 親権者又は養育者

所得制限 有(対象児童、配偶者、扶養義務者)

### 併給可能手当等

- ・障害児福祉手当
- ・在宅障害児福祉手当

## 障害児福祉手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅 ③常時介護が必要

### 障がいの目安

- ・身体障害者手帳1級
- ・身体障害者手帳2級の一部
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

給付月額 15,220円

受給者 対象者本人

所得制限 有(対象児童、配偶者、扶養義務者)

### 併給可能手当等

- ・特別児童扶養手当
- ・在宅障害児福祉手当(市独自基準)

## 特別障害者手当

支給要件 ①20歳以上 ②在宅(連続した3か月未満の入院を含む) ③常時特別の介護が必要

### 障がいの目安

身体又は精神の著しい障がいにおいて常時特別の介護を必要とする程度の障がい。要介護4・5の方でも障がいの状況によっては認定される場合もあります。

例：身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級が重複している。

給付月額 27,980円

受給者 対象者本人

所得制限 有(対象者、配偶者、扶養義務者)

### 併給可能手当等

- ・障害基礎年金

障がいの状態等に応じて申請手続きが異なるので、事前にご相談ください。

◆問い合わせ＝☎社会福祉課(内4133)

**無料法律相談会を開催します**

※初回限定・予約制

**5/27(土)10:00～16:00**

※事情によりお受けできない場合がございます。

ご予約はお電話・相談予約フォーム・LINEにて受け付けております

☎ **0296-30-5600**

電話受付時間：平日9:00～17:30

**つくばね法律事務所**

茨城県下妻市大園本2839-1 大建ビル2階  
【国道294号線バイパス沿い・やすらぎの里しもつま隣り】

相談予約フォーム LINE友だち追加

茨城県弁護士会所属：門井 節夫・関 健太郎・高中学・飯塚 夏樹・山本 大介

**不要品の処分や片付けでお困りの方**

断捨離、引越し、終活、遺品整理など

安心の**一般廃棄物収集運搬業許可業者**

**未来産業**にお任せください！

相談、見積もり無料です。お気軽にお電話ください。

☎ **080-4948-5819** ☎ **0297-22-3000**

〒303-0003 常総市水海道橋本町3588-6 未来産業